

学生の皆様へ

2021 年 10 月 1 日

星槎大学学長

山脇直司

星槎大学は去る 8 月 10 日、デルタ株による新型コロナウイルス感染者数の急激な増大とワクチン接種等の現状に鑑み、感染拡大防止のための危機管理レベルをこれまでの「0～3」の4段階から、「0～4」の5段階に改め、下記の別表に記されているような基準を設けました。そして、当時の神奈川県危機管理対策レベルを3と認識し、それに対応して9月末まで本学の危機管理レベルを3としてきました。

しかしこの度、感染者数が減少したことで、政府は今日から緊急事態宣言と蔓延防止重点措置を全国一律に解除しました。これに対応すべく、本学は9月末に危機管路対策本部会を開き、現在の神奈川県危機管理レベルを1と認識し、本学の危機管理レベルを1に引き下げました。

この措置により、教職員の勤務は、テレワークと時差出勤を取り入れ3密を避けて業務すること、会議は Zoom によるオンライン会議を原則としつつも、会議の参加者がワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件として、対面での会議も認めることとなります。そして、スクーリングは、原則として、引き続き Zoom によるオンラインで行い、教職員は会場または自宅での発信、学生・大学院生は自宅受講と致します。なお例外措置科目については、会場で対面の形で開講する場合には、「3つの密」を避け、人数を制限して開講することに致します。

なお、該当する実技科目の開講のあり方に関しては、学生ポータルサイトで告知いたしますので、そちらをご覧ください。

学生の皆様にはご不便をお掛けしますが、引き続きご理解・ご協力のほどお願い致します。

星槎大学新型コロナウイルス感染防止のための危機管理レベル「別表」

(2021年8月10日改訂)

レベル	地域要件		本学の対応(案)
0	感染未確認地域 ステージⅠ：感染者の散発的発生	直近の1週間において、感染者が確認されていない地域。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の勤務は、「3つの密」を避けた条件付きで通常業務。 ・会議はZoomによるオンライン会議を中心とする。 ・大学施設（横浜事務局、横浜キャンパス、箱根キャンパス）における参加も認める。 ・スクーリングは通常開講するが、各教室の定員の制限を行い、3密を避けるような対応をする。
1	感染確認地域 ステージⅡ：感染者の漸増	直近1週間の新規感染者数や、リンクなしの感染者数が、その1週間前と比較して一定程度の増加幅に収まっている状態。	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員の勤務は、テレワークと時差出勤を取り入れ、3密を避けて業務。 ・会議はZoomによるオンライン会議を原則とするが、会議の参加者がワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件として対面での会議も認める。 ・スクーリングは、原則として、Zoomによるオンラインで行い、教職員は会場または自宅での発信、学生・大学院生は自宅受講とする。例外措置科目については、会場に対面の形で開講する場合には、「3つの密」を避け、人数を制限して開講する。
2	感染拡大警戒地域 ステージⅢ：感染者の急増	感染者の急増及び医療提供体制における大きな支障の発生を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ・大学施設は、運営できる最低限の人員の出勤とし、入館制限を行う。 ・教職員は、基本的にテレワークとするが、運営上出勤しなければならない業務に対しては、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件で出勤を認める。 ・会議はオンライン会議のみとするが、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件に例外措置あり。 ・スクーリングは、原則によりZoomによるオンライン授業に限定し、教員は原則として自宅から発信、学生、大学院生は原則自宅受講とするが、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を

			行っていることを条件として、会場の感染対策などの状況が許す限り、対面授業やハイブリッド授業を行う。
3	特措法に基づく政府による緊急事態宣言が発令されている地域 ステージⅣ：爆発的な感染拡大	爆発的な感染拡大及び深刻な医療提供体制の機能不全を避けるための対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ・大学施設は大学の機能の維持・管理に必要な業務を担う職員を除いて入館禁止とする。 ・教職員はすべてテレワークとし、上記の一部の職員に関しては、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件として勤務を認める。 ・会議はオンライン会議のみとする。 ・スクーリングは、一部の例外措置科目を除いて、Zoomによるオンライン授業に限定し、教員は原則自宅から発信、学生、大学院生は自宅受講、職員も原則自宅から対応する。ただし、一部の例外措置科目においては、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を二重に行っていることを条件として、会場の感染対策などの状況が十分であることを条件に、ハイブリッド授業を認める。
4	日本の法律で可能な都市封鎖的措置が行われている地域 ステージⅤ：爆発的な感染拡大に基づく医療崩壊	爆発的な感染拡大及び医療崩壊の段階でロックダウンの対応が必要な段階	<ul style="list-style-type: none"> ・大学施設は原則的に「閉鎖」。 ・教職員はすべてテレワークとする（大学の機能の維持・管理に必要な最低限の業務を担う一部の職員を除く）。 ・会議はオンライン会議のみとする。 ・スクーリングは Zoom によるオンライン授業のみ。教員は自宅から発信、学生、大学院生はいずれも自宅受講のみ、職員も自宅から対応する。（例外措置なし）

<留意事項>

1. 「ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていること」とは、ワクチンの接種を2回終えて2週間以上が経過している場合、あるいは、継続的な勤務の場合は勤務状況により原則として4日に1回のPCR検査等を実施し陰性の結果を得ていること、移動（出張）等の場合は出発前3日以内及び戻った翌日にPCR検査を実施し陰性の結果を得ていることを指す。
2. 1の状況下においても不織布のサージカルマスク以上の感染防止機能を持ったマスクを着用し、手指消毒、手洗い等を行い、3密を避け、定常的な形で換気を行うなどの感染予防対策をすることが業務を行う条件である。
3. 大学の危機管理レベルは、都道府県ごとに定めることとする。スクーリング等の開講条件は、スクーリング会場となる大学施設及び関連施設等（地方の学習センターや、借受施設も含む）がある都道府

県における大学の危機管理レベルに依拠する。

4. スクーリング等に伴う、担当教職員教員の移動（出張）に関しては、教職員の居住地と会場の関係で定め、会場のある都道府県と、担当教職員の居住地の都道府県において、大学の危機管理レベルが、いずれもレベル1以下でないと、原則として移動は認めない。ただし、ワクチン接種等でのウイルス拡散に対する防護を行っていることを条件にして、スクーリング等の業務の内容を勘案して学長が特別に許可した場合にのみ認める。ただし、その場合にも、本務以外の外出は最小限とし、COCOA を稼働させておく。

5. 学生のスクーリングへの対面参加に関しては、担当教職員に準拠する形で認めるが、その具体的な条件に関しては別途定める。